

常任委員会審査の流れ

◆ 常任委員会の審査は、所管する部局ごとに、原則として下記の順序で行います。

審査日(部局ごと)

1 知事提出議案審査 (審査部局の議案がある場合)

- ①委員会に付託された知事提出議案【予算、条例、工事請負契約など】について、担当部局が委員に説明します。
- ②委員が議案に関する質疑を行います。

2 一般的事項に対する質問

各部局が担当する行政事務等、議案以外の事項について、委員が質問を行います。

3 請願審査 (該当がある場合のみ)

県民等から提出された請願について、委員が各請願の取り扱い(採択すべき、不採択とすべき、継続審査とすべき)について、意見を述べます。

4 議員提出議案審査 (該当がある場合のみ)

- ①議員から提出された議案【意見書、条例など】について、委員が各議案の取り扱い(可決すべき、否決すべき、継続審査とすべき)について意見を述べます。
- ②意見書の提出を求める請願について、委員がその取り扱い(採択すべき、不採択とすべき、継続審査とすべき)について意見を述べます。

採決日

次の順序で採決を行います。

1 知事提出議案

2 議員提出議案

3 請願